

令和元年度(2019年度)枚方市東部清掃工場の維持管理情報

(令和2年3月末日時点)

◎処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(単位:トン)

種類	燃えるごみ
4月	6,735
5月	3,587
6月	2,404
7月	3,489
8月	6,852
9月	5,288
10月	6,815
11月	4,301
12月	1,050
1月	1,055
2月	6,295
3月	6,317

◎冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

種類	施設名称	除去日
排ガス処理設備	1号ろ過式集じん器	6/18～6/19
排ガス処理設備	1号湿式有害ガス除去装置	6/17～6/24
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	7/23～7/25
排ガス処理設備	2号湿式有害ガス除去装置	7/22～7/26

◎排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度

採取月日	採取位置	結果が得られた日	測定結果									
			ばいじん		硫黄酸化物		窒素酸化物		塩化水素		ダイオキシン類	
			自主基準:0.01g/Nm ³ 以下 法令基準:0.04g/Nm ³ 以下		自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量4.034Nm ³ /h以下		自主基準:20ppm以下 法令基準:排出総量12.527Nm ³ /h以下		自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量700mg/Nm ³ 以下		自主基準:0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 法令基準:0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	
			1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
4月12日	各煙道	6月25日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	3	3	<1	<1	-	-
7月18日 8月2日	各煙道	9月11日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	8	7	<1	<1	0.0042	0.0096
8月21日	各煙道	10月4日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	6	5	<1	<1	-	-
10月19日	各煙道	11月5日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	5	4	<1	<1	-	-
12月26日 2月25日	各煙道	2月19日 3月17日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	7	5	<1	<1	-	0.0013
2月21日	各煙道	3月17日	<0.001	<0.001	<0.5	<0.5	7	3	<1	<1	0.0080	-

1. 採取月日が1つの時は1号炉と2号炉を同時に採取しています。2段書きの時は上段が1号炉の採取日で下段が2号炉の採取日となります。
2. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
3. 「-」については、検査実施該当月にあたらなかったため、検査を実施していません。

◎燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度及び溶融炉中の温度については、連続測定しておりデータ量が多いため、東部清掃工場窓口にて閲覧による公表をしています。

令和元年度(2019年度)枚方市一般廃棄物最終処分場(穂谷2308番地)の維持管理情報

(令和2年3月末日時点)

◎埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。

◎擁壁の点検を実施した日

点検月日	異常の有無
4月 8日	無
5月 7日	無
6月 3日	無
7月 1日	無
8月 5日	無
9月 2日	無
10月 7日	無
11月 5日	無
12月 2日	無
1月 6日	無
2月 3日	無
3月 2日	無

◎浸出液及び周辺地下水水質検査結果

処分場水質検査項目	単位	場所	4月17日	7月9日	8月7日	10月7日	1月16日	基準値
採取時間	-	最終処分場浸出液	9:57	9:50	-	10:09	10:17	-
		1号井戸	11:55	-	11:30	-	9:27	-
		2号井戸	13:35	-	11:52	-	13:26	-
天候	-	最終処分場浸出液	曇	曇	-	晴	曇	-
		1号井戸	曇	-	晴	-	曇	-
		2号井戸	曇	-	晴	-	曇	-
水温	℃	最終処分場浸出液	23.1	23.3	-	21.1	19.2	-
		1号井戸	16.5	-	17.8	-	14.8	-
		2号井戸	17.2	-	17.4	-	16.7	-
気温	℃	最終処分場浸出液	17.8	25.4	-	25.6	12.1	-
		1号井戸	20.8	-	30.0	-	6.5	-
		2号井戸	21.8	-	35.6	-	11.8	-
水素イオン濃度	-	最終処分場浸出液	12.1	12.2	-	12.1	12.3	-
		1号井戸	8.0	-	7.9	-	8.4	-
		2号井戸	7.9	-	7.9	-	8.5	-
浮遊物質	mg/l	最終処分場浸出液	27	11	-	12	9	-
		1号井戸	<1	-	8	-	<1	25
		2号井戸	7	-	1	-	2	25
化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	21	30	-	17	23	-
		1号井戸	1.4	-	<0.5	-	1.6	-
		2号井戸	0.6	-	<0.5	-	1.4	-
生物化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	29	37	-	37	26	-
		1号井戸	0.7	-	0.7	-	0.9	3
		2号井戸	<0.5	-	<0.5	-	0.5	3
塩化物イオン	mg/l	最終処分場浸出液	900	850	-	980	930	-
		1号井戸	23	-	24	-	23	-
		2号井戸	13	-	15	-	14	-
全窒素	mg/l	最終処分場浸出液	20	17	-	23	20	-
		1号井戸	0.09	-	0.26	-	<0.05	-
		2号井戸	0.21	-	0.12	-	0.12	-
全リン	mg/l	最終処分場浸出液	0.011	0.008	-	0.015	0.012	-
		1号井戸	※	※	※	※	※	-
		2号井戸	※	※	※	※	※	-
大腸菌群数	個/cm ³	最終処分場浸出液	0	0	-	0	0	-
	MPN/100ml	1号井戸	2	※	13	※	<1.8	-
		2号井戸	2	※	4	※	<1.8	-
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	最終処分場浸出液	<1	<1	-	<1	<1	-
		1号井戸	※	※	※	※	※	-
		2号井戸	※	※	※	※	※	-
セレン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002	-
		1号井戸	※	※	※	※	※	-
		2号井戸	※	※	※	※	※	-
六価クロム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	<0.02	<0.02	-	<0.02	<0.02	-
		1号井戸	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	0.05
		2号井戸	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	0.05
カドミウム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	-
		1号井戸	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	0.003
		2号井戸	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	0.003
鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	-
		1号井戸	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	0.01
		2号井戸	0.009	-	<0.005	-	<0.005	0.01
総水銀	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	-
		1号井戸	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	0.0005
		2号井戸	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	0.0005
全シアン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	-
		1号井戸	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	検出されないこと
		2号井戸	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	検出されないこと
砒素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	-
		1号井戸	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	0.01
		2号井戸	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	0.01
有機リン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	-
		1号井戸	※	※	※	※	※	-
		2号井戸	※	※	※	※	※	-
PCB	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-
		1号井戸	※	※	※	※	※	-
		2号井戸	※	※	※	※	※	-

1. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
2. 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3. 「※」については、規制対象外項目になります。

分析項目	単位	場所	4月17日	7月9日	8月7日	10月7日	1月16日	基準値
硝酸性窒素	mg/l	最終処分場浸出液	2.5	0.25	-	3.5	0.13	—
		1号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
		2号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
亜硝酸性窒素	mg/l	最終処分場浸出液	1.7	1.3	-	1.4	3.1	—
		1号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
		2号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
アンモニア性窒素	mg/l	最終処分場浸出液	6.7	14	-	15	13	—
		1号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
		2号井戸	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	—
銅及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	<0.005	<0.005	-	<0.005	0.009	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	0.006	0.015	-	0.039	0.0037	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
溶解性鉄	mg/l	最終処分場浸出液	<0.08	<0.08	-	<0.08	<0.08	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
溶解性マンガン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
全クロム	mg/l	最終処分場浸出液	<0.03	<0.03	-	<0.03	<0.03	2
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
フッ素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	0.46	0.48	-	0.39	0.36	—
		1号井戸	0.22	-	0.23	-	0.21	0.8
		2号井戸	1.4	-	1.4	-	1.3	0.8
フェノール	mg/l	最終処分場浸出液	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
ホウ素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	0.14	0.09	-	0.10	0.11	—
		1号井戸	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	1
		2号井戸	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	1
ニッケル	mg/l	最終処分場浸出液	0.028	-	-	0.026	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
チオベンカルブ	mg/l	最終処分場浸出液	<0.002	-	-	<0.002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
チラウム	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0006	-	-	<0.0006	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
シマジン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0003	-	-	<0.0003	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0002	-	-	<0.0002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
ベンゼン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.001	-	-	<0.001	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
トリクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.002	-	-	<0.002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
テトラクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0005	-	-	<0.0005	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0005	-	-	<0.0005	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
四塩化炭素	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0002	-	-	<0.0002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
ジクロロメタン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.002	-	-	<0.002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,2-ジクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0004	-	-	<0.0004	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.002	-	-	<0.002	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.004	-	-	<0.004	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.0006	-	-	<0.0006	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
1,4-ジオキサン	mg/l	最終処分場浸出液	<0.005	-	-	<0.005	-	—
		1号井戸	※	※	※	※	※	—
		2号井戸	※	※	※	※	※	—
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	最終処分場浸出液	0.0030	-	-	0.000044	-	—
		1号井戸	-	-	0.048	-	-	10
		2号井戸	-	-	0.050	-	-	10

1. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
2. 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3. 「※」については、規制対象外項目になります。

◎浸出液の処理後の放流水質分析検査結果一覧表(公共下水道へ排除)

(令和2年3月末日時点)

分析項目	単位	基準値	平成31年度												
			4月12日	5月8日	6月25日	7月11日	8月5日	9月11日	10月9日	11月5日	12月3日	1月7日	2月5日	3月4日	
水温	℃	45度以下	20.0	22.2	26.0	25.2	34.0	36.0	31.0	29.0	17.6	20.6	15.8	19.0	
水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	7.3	7.7	7.8	7.7	8.0	7.6	7.6	7.8	7.8	7.2	7.6	7.6	
浮遊物質量	mg/l	600以下	1	3	<1	2	1	<1	1	1	<1	2	1	1	
生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	1.2	1.3	1.1	0.9	1.8	1.3	1.1	0.9	1.3	1.7	1.2	1.6	
塩化物イオン	mg/l	—	9600	8900	6800	6500	3000	5700	6700	1900	4800	5500	6800	5300	
窒素含有量	mg/l	240以下	7.8	8.0	8.6	12	10	12	8.8	7.9	8.1	9.2	14	11	
リン含有量	mg/l	32以下	0.044	0.069	0.022	0.042	0.34	0.24	0.22	0.23	0.015	0.13	0.060	0.031	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
亜硝酸性窒素	mg/l	—	0.08	0.22	<0.01	0.47	<0.01	0.19	0.22	<0.01	<0.01	0.02	0.12	0.14	
硝酸性窒素	mg/l	—	3.8	4.5	4.3	6.3	7.7	8.6	5.5	5.7	4.5	3.3	3.9	5.2	
アンモニア性窒素	mg/l	—	0.33	0.27	<0.05	0.20	0.07	0.53	0.30	0.11	0.05	1.8	5.2	0.71	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	76以下 ※	4.2	5.0	4.3	7.0	7.8	9.3	6.0	5.8	4.6	5.1	9.2	6.1	
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.10	0.27	0.16	<0.08	0.54	0.73	0.58	0.18	0.18	0.09	<0.08	0.21	
ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.05	0.04	0.06	0.06	0.21	0.33	0.27	0.70	0.13	0.23	0.03	0.05	
銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		
亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	0.01		0.02		0.02		0.02		0.01		0.01		
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.01		0.01		0.01		0.010		0.04		0.01		
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.01		<0.01		0.03		0.10		0.02		<0.01		
クロム及びその化合物	mg/l	2以下	<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		
フェノール類	mg/l	1以下	0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		
セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.001		<0.001		<0.001		0.002		0.001		0.001		
六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	<0.001		0.001		0.001		<0.001		<0.001		<0.001		
鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.001		<0.001		0.003		<0.001		<0.001		<0.001		
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		
シアン化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		
砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		
有機燐化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		
PCB	mg/l	検出されないこと	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		
チウラム	mg/l	0.006以下			<0.0006						<0.0006				
シマジン	mg/l	0.003以下			<0.0003						<0.0003				
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			<0.002						<0.002				
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001						<0.001				
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			<0.001						<0.001				
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			<0.002						<0.002				
四塩化炭素	mg/l	0.002以下			<0.0002						<0.0002				
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			<0.0004						<0.0004				
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			<0.002						<0.002				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.004						<0.004				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			<0.001						<0.001				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			<0.0006						<0.0006				
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			<0.0002						<0.0002				
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			<0.005						<0.005				
ベンゼン	mg/l	0.01以下			<0.001						<0.001				
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下			0.00043						0.00035				

- 「<」は、定量下限値未満を示しています。
- 「—」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
- ※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量の項目の基準値は、令和2年3月31日までの暫定基準値。

◎浸出液処理設備の定期点検及び処理の状況について

- ・浸出水排水処理施設については、平成16年11月より施設を休止しており、定期点検は実施していません。
- ・当該浸出水については、平成28年度までは穂谷川清掃工場の排水処理施設にて処理した後、下水放流していましたが平成29年4月より処理先を東部清掃工場の排水処理施設に変更して処理した後、公共下水道へ放流しております。

◎最終処分場の残余の埋立て容量について

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。